

第 1 回戸田市自治基本条例推進委員会

次 第

日 時：令和 8 年 7 月 1 0 日（金）

委嘱状交付式終了後

（午前 1 0 時 1 5 分～）

場 所：戸田市役所 5 階 5 0 1 会議室

1 開 会

2 委員自己紹介

3 議 題

（1）委員長・副委員長の選出

（2）市長諮問内容について

（3）条例及び推進委員会について

（4）意見交換

（5）第 6 期推進委員会スケジュールについて

4 閉 会

市民



積極的に
まちづくりに
参加・参画

まちづくりは
3者が協働して
成立します!



議会

市民に
分かりやすい
議会運営



市民が
対話しやすい
環境づくり

行政

令和8年度 事務局担当職員について

◆戸田市自治基本条例推進委員会事務局

(市民生活部 協働推進課 協働推進担当)

所 属	職 位	氏 名
市民生活部	部 長	さくら 櫻 い 井 さとし 聡
	次 長	の 野 ぎき 崎 とも 実 はる 治
協働推進課	課 長	こ 小 ばやし 林 よし 善 ひろ 弘
	主 幹	え 江 ぐち 口 ま 麻 り 理
	主 任	はま 浜 さと 聡 み 美
	主事補	にし 西 おか 岡 あや 采 か 夏

第6期 戸田市自治基本条例推進委員会 委員一覧

任期: 令和8年4月1日～令和10年3月31日

No	区 分	氏 名	選 出	備考
1	第1号(市民)	も ろ 呂 り え 絵 茂 呂 理 絵	公募市民	
2		ひろおか ひでき 廣 岡 英 樹	公募市民	
3	第1号(市民)	み や ざ わ ただし 宮 澤 正	戸田市町会連合会	
4		お の づ か か よ 小 野 塚 加 代	戸田市ボランティア・ 市民活動支援センター	
5		ますぶち よういちろう 増 渚 洋 一 郎	社会福祉協議会	
6	第2号(議会)	ふるや 古 屋 と し み つ	市議会議員	
7		のざわ 澤 しげまさ 野 澤 茂 雅	市議会議員	
8	第3号(市職員)	きくち れい じ ろう 菊 地 礼 二 郎	市職員	
9		キムラ ショウタ 木 村 翔 太	市職員	
10	第4号(学識)	まつした けい い ち 松 下 啓 一	元・自治基本条例市民会議 アドバイザー	
11	第5号(その他)	よ こ や ま まこと 横 山 誠	元・第3期～5期 自治基本条例推進委員会委員長	

（1） 委員長・副委員長の選出

委員長の選出 委員長 _____

副委員長の選出 副委員長 _____

参考 「戸田市自治基本条例推進委員会条例」抜粋

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

戸 協 第 3 1 4 号
令和 8 年 7 月 1 0 日

戸田市自治基本条例推進委員会
委員長 様

戸田市長 菅原 文仁

戸田市自治基本条例について (諮問)

戸田市自治基本条例 (平成 2 6 年条例第 1 3 号) 第 2 0 条第 1 項に基づき、
下記のとおり諮問します。

記

1. 諮問事項

市民、議会、行政の 3 者が協働して自治を進めるための具体的な取り組み等
について

2. 諮問趣旨

第 5 期では、市民活動団体の活動について、わかりやすく伝えるためのパ
ンフレットを作成し、理解促進を図った。

第 6 期では、その成果を踏まえ、協働を若い世代に伝えるための取り組
みについて検討を行い、自治をより実践的に進めるための方策について考
える。

3. 第 6 期活動期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

戸田市自治基本条例推進委員会について

（１）目的

戸田市自治基本条例推進委員会は、戸田市自治基本条例第 20 条に基づき設置された機関で、市長からの諮問内容に基づき、「条例の実効性の確保」や「条例の周知・啓発」を主な目的として、組織の運営や事業の実施等を進めていきます。

長期的には、条例の理念が市内に浸透し、市内のだれもが、『自ら地域に関わる意思』『まちづくりに参加する意識』を持つことや、その意思を持つ人たちを尊重する社会を目指します。

（２）委員構成（第 6 期）

戸田市自治基本条例推進委員会は、戸田市自治基本条例で規定されている、まちづくりの主役である「市民」・「議会」・「行政」の 3 者それぞれから選出された委員 11 名で構成されています。

■ 市民・・・・・・・・	公募市民	2 名
	市内団体からの推薦者	3 名
■ 議会・・・・・・・・	戸田市議会議員	2 名
■ 行政・・・・・・・・	戸田市職員	2 名
■ 学識経験者・・・・	元・戸田市自治基本条例市民会議アドバイザー	1 名
■ その他・・・・・・・・	第 5 期自治基本条例推進委員会委員長	1 名

（３）諮問

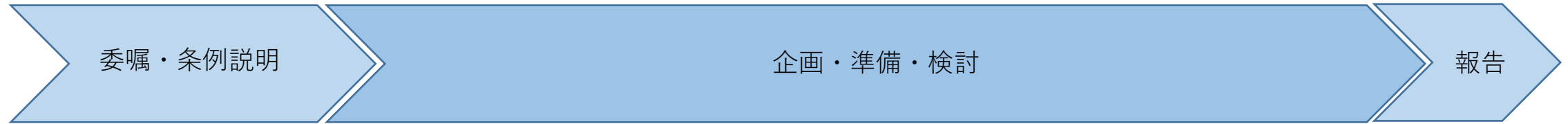
戸田市自治基本条例推進委員会は、条例第 20 条の規定に基づき、以下に掲げる事項について市長から諮問を受けた場合、委員会にて審議等を行います。

- 戸田市自治基本条例の運用に関すること
- 戸田市自治基本条例の普及及び啓発に関すること
- 戸田市自治基本条例の見直しに関すること

推進委員会では、市長からの諮問内容についての調査・審議を行い、また、その調査の一環としての活動過程において、自治基本条例の実効性の確保に必要なことや、現時点での課題・問題点の抽出、課題解消のため重点的に取り組むべき事項等を導き出し、その結果等を総括し、市長へ答申を行います。

1. 第6期自治基本条例推進委員会スケジュールについて（案）

3 議題（5）第6期推進委員会スケジュールについて



R8.7

第1回推進委員会

R8.11

第2回推進委員会

R9.2

第3回推進委員会

R9.3

さくらパルフェスタ啓発活動

R9.7

第4回推進委員会

R9.11

第5回推進委員会

R10.2

第6回推進委員会

R10.2

市長への報告会

- ・委嘱状交付
- ・顔合わせ
- ・諮問内容説明等
- ・ワークショップ検討①

- ・ワークショップ検討会②

- ・ワークショップ開催①

- ・ワークショップ開催②

- ・市長への報告（案）作成等

- ・条例制定からこれまでの振り返り
- ・その他

2. 第6期自治基本条例推進委員会開催日程について（案）



時 期	会議名	内 容
令和8年7月10日（金） 午前10時～11時30分	第1回推進委員会	委嘱状交付、顔合わせ、諮問内容説明、 ワークショップ検討①
令和8年11月（予定） 午前10時～11時30分	第2回推進委員会	ワークショップ検討②
令和9年2月（予定） 午前10時～11時30分	第3回推進委員会	ワークショップ開催①
令和9年 3月（予定）	さくらパルフェスタ啓発活動	啓発活動の実施（自主参加）
令和9年 7月（予定）	第4回推進委員会	ワークショップ開催②
令和9年 11月（予定）	第5回推進委員会	市長への報告（案）作成等
令和10年2月（予定）	第6回推進委員会	条例制定からこれまでの振り返り等
令和10年2月（予定）	市長への報告会	第6期活動報告（委員長及び副委員長 出席）